生衛第1469号 令和4年6月16日

各高齢者福祉施設 管理者 様

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に係るお知らせについて(依頼)

本県の生活衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の高齢化の進展に伴い、高齢福祉施設等において、理容師又は美容師(以下「理・美容師」といいます。)が理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと(以下「出張理容・出張美容」といいます。)の需要が高まっています。

県所管域では、出張理容・出張美容を行う際に理・美容師が衛生面で注意すべき事項について、ホームページで周知しています。

つきましては、出張理容・出張美容を行う理・美容師を受入れる高齢者福祉施設の管理者の皆様にも、このホームページについてお知らせしますので、出張理容・出張美容を行う理・美容師が、資格を有し、法令等の規定を十分に理解・遵守し、衛生的に施術を行っていることを確認するための参考としてくださるよう、お願いします。

なお、出張理容・出張美容に関し、不明な点がございましたら、所在地を管轄する保健福祉事務所・保健福祉事務所センター環境衛生主管課あて、又は県健康 医療局生活衛生部生活衛生課あてに御相談ください。

神奈川県ホームページ「出張理容・出張美容について」URL http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/shucchouribi.html

保健福祉事務所(保健福祉事務所センター)一覧 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/fag/p3680.html

問合せ先環境衛生グループ遠藤・大橋電話 045-210-5811(直通)